住宅・住宅部分のみの支援です

【令和７年８月６日からの低気圧と前線による大雨に係る災害】

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概　要

令和７年８月14日に内閣府及び鹿児島県から今回の大雨災害における「住宅の応急修理制度」の実施要領が示され、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理について、災害救助法の支援を受けられることになりました。

屋根、壁、床・窓、台所・トイレなど**日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理が対象**となります。

※はじめに、ご自身で修理業者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市に申し込んでください。
選定された修理業者に対し、市が依頼します。

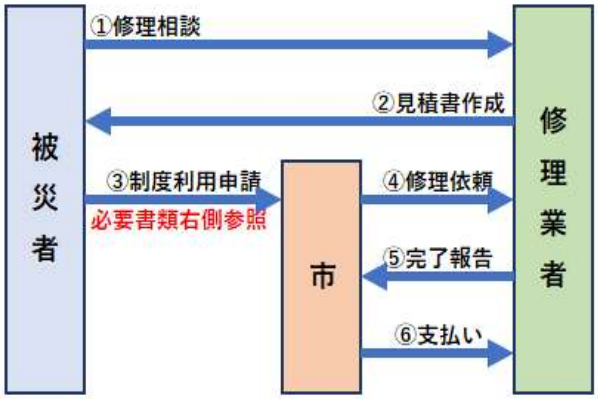

申込時に必要な書類

① 住宅の応急修理申込書（様式 1-1,1-2）
② り災証明書（写し）
③ 修理前の被害状況が分かる写真（様式 9）
④ 修理見積書（様式 3）＋ 内訳明細書
⑤ 資力に関する申出書（様式 2-1）
⑥ 申込チェックシート

※様式・Q＆A 等は霧島市のホームページからダウンロードできます。

★豪雨被害から修理完了までのポイント
- 豪雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- **写真の撮影は必須**（修理前、修理中、修理後）（修理前・修理中の写真のない場合は図面提出）
- 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- 既に修理が完了していても、**修理費を支払っていない場合は対象となります。**

★対象とならない修理（市ホームページに Q&A・工事例を公表しています。）
住宅設備等のグレードアップ・家電製品（エアコン等）・倉庫や車庫の部分・事業等で使用している部分・空き家・自主施工・壁紙のみの貼り替え・畳のみの交換など
※借家の場合は、条件・その他必要書類があるため、霧島市ホームページの「住宅の応急修理制度に係る Q&A の 23 番」をご確認のうえ、建築指導課にご相談ください。借家については、一部対象にならない場合があります。

対象世帯

被害を受けた住宅が、り災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と記載されたすべての世帯　（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※　同一の住宅（1戸）に２以上の世帯が居住している場合は、1世帯分のみ申請可能。

費用の限度額　（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊　：　739,000 円以内
準半壊　：　358,000 円以内

※費用は市から修理業者に直接支払います。
※限度額を超える部分は、自己負担となります。

応急修理（霧島市 HP）

受　付・完了期限

受付開始予定日：令和7年８月25日（月曜日）から
応急修理完了期限：~~令和7年 11月６日（木曜日）まで~~　**令和８年８月７日（金曜日）まで（延長決定）**

相談受付窓口　霧島市役所建設部建築指導課　建築審査グループ（本庁舎本館　２階）
〒899-4394　霧島市国分中央三丁目 45 番１号
電話（直通）0995-64-0954　e-mail:shido@city-kirishima.jp

R07.09.12